

# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

**目 次** (取扱課室名) ページ

#### 〇 告示

861	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保	健総務	課)	• • • •	1
862	大規模小売店舗の変更の届出	(商	工振興	課)		1
863	大規模小売店舗の新設の届出	(	"	)		3
864	肥料の登録の登録事項の変更	(果	樹園芸	課)		4
865	森林病害虫等防除法による伐倒駆除命令の内容	(森	林整備	課)		4
866	森林病害虫等防除法による特別伐倒駆除命令の内容	(	"	)		5
867	保安林の指定	(	"	)		6
O 公·	<del>告</del>					
二級	河川佐野川水系河川整備基本方針		(河川	課)		6
入札:	公告	(総務事	務集中	課)		9

## 告示

#### 和歌山県告示第861号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指番		申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
13	訪 -23	株式会社ニチイ学館	21.54. Al	ニチイケアセンター田 辺訪問看護ステーショ ン	田辺市湊651-1	平成 23. 7. 19

#### 和歌山県告示第862号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン岩出店

和歌山県岩出市中島715番 他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前)和歌山県岩出市中島715番 他27筆

(変更後) 和歌山県岩出市中島715番 他

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)建物南・東側、318台

(道路整備期間)建物南側・隔地駐車場、318台

(変更後) 建物南側・建物北側・2号館建物南側・2号館建物R階、198台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 50台

(変更後) 15台

ウ 荷さばき施設の位置

(変更前) 建物南側西端・建物北側・建物北側

(道路整備期間・変更後) 建物北側

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)建物南側西端・既設倉庫東側・建物北側、51.4m<sup>3</sup>

(道路整備期間)建物南側西端·建物北側、51.4m3

(変更後) 建物北側、38.2 m3

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5箇所、敷地南側・敷地東側・敷地北側、敷地南側

(道路整備期間) 8箇所、敷地南側・敷地東側・敷地北側・隔地敷地西側・隔地敷地南側・隔地 敷地東側・隔地敷地北側

(変更後) 6箇所、敷地南側・敷地東側・敷地北側・2号館敷地西側・2号館敷地南側

4 変更する年月日

(道路整備期間) 平成23年8月1日

(変更後) 平成24年3月30日

5 変更する理由

市道湯窪中島線の道路整備に伴い、店舗用地が分断されるため

6 届出年月日

平成23年7月29日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成23年8月12日から同年12月12日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第863号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ホームセンターコーナン岩出店2号館

和歌山県岩出市中島字古川746番1 他

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年3月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

 $2,065\,\mathrm{m}^2$ 

6 駐車場の収容台数

85台

7 駐輪場の収容台数

5台

8 荷さばき施設の面積

 $40\,\mathrm{m}^2$ 

9 廃棄物等の保管施設の容量

14. 25 m<sup>3</sup>

10 開店時刻及び閉店時刻

午前6時15分から午後9時まで

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時から午後9時30分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

平成23年7月29日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成23年8月12日から同年12月12日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第864号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定により、肥料の登録の登録事項を変更した旨次のとおり届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成23年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類 肥料の名称 業者の名	四半の夕針	世 孝 の 夕 新	変更があ	変更	
		来有の名称	変更前	変更後	年月日	
				住所変更		
和歌山県第783号	乾燥菌体肥料	4.0乾燥菌体肥料K	和歌山ノーキョー 食品工業株式会社	和歌山県和歌山市 美園町5丁目1番地 の1	和歌山県海南市日 方1520番地	平成 23.7.11
			住所変更			
和歌山県第784号	乾燥菌体肥料	京休 叫 \$1.   1.4. (1) 65 (6) 京 休 叫 \$1.M.T	和歌山ノーキョー 食品工業株式会社	和歌山県和歌山市 美園町5丁目1番地 の1	和歌山県海南市日 方1520番地	平成 23.7.11

#### 和歌山県告示第865号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成23年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 区域及び期間

(1) 区域

白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及 び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成23年9月2日から平成24年3月31日まで

2 森林病害虫の種類

松くい虫

- 3 行うべき措置の内容
- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、 又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材又は薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成23年7月13日から平成23年8月12日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要事項
- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3) により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2) に定める期間内に3に 掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全 部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4) の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

#### 和歌山県告示第866号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成23年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 区域及び期間
  - (1) 区域

白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及 び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成23年9月2日から平成24年3月31日まで

2 森林病害虫の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む) 又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

平成23年7月13日から平成23年8月12日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要事項
  - (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
  - (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採

木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2) に定める期間内に3に 掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全 部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4) の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

#### 和歌山県告示第867号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 平成23年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小匠字赤嶋北平ラ1395の1、1396の1、字中峯1397、1397 の1から3まで、1398、1398の1、1399から1401まで、字赤嶋南平ラ1408、1409の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 公 告

#### 公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、二級河川佐野川水系河川整備基本方針を 次のように定めたので、同条第5項の規定により公告する。

平成23年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
  - (1) 流域及び河川の概要
    - ① 流域の概要

佐野川流域は、和歌山県南東部に位置し、流域の地形は、上流域は中起伏山地から小起伏山地となり、中下流域の佐野川右岸側は海岸平野、佐野川左岸側は砂州となっている。下流右岸では河道まで中起伏山地が迫っており、自然河岸を形成している。河床勾配は、河口から約1.9km地点の中央橋付近までは1/900程度の緩やかな勾配で、第一佐野橋より上流では1/150程度の比較的急勾配となっている。

地質は、上流域は新生代新第三紀の熊野酸性岩類に属し、花崗岩・花崗班岩が存在する地層である。また中流域は、沖積層の礫・砂・粘土が占め、河口部周辺は新生代古第三紀の牟婁層群の砂岩・泥岩互層から成る。

気候は、南海気候区に属し、年平均降水量は約3,000mm、年平均気温は約17.0℃となっている。 土地利用は、山地が約81%、水田・畑地が約7%、宅地等の市街地が約12%となっている。

佐野川流域を含む新宮市は、太平洋に面し、歴史的には古く、神武天皇東征コースにあって、日 〈まのかみのむら 本書記等には熊野神邑と呼ばれ、熊野信仰の中心都市として栄え、中世には熊野三山のひとつで はやたま ある熊野速玉大社の門前町として発展し、明治以降は、熊野材の生産地、製紙業や製材業で繁栄し、 今日まで熊野地方の行政、経済、文化、教育の中心都市として発展してきている。

また世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」の熊野古道や川の参詣道である熊野川など、熊野の海や山や川の織りなす豊かな自然に恵まれている。

佐野川流域周辺には、熊野九十九王子の一つである佐野王子や佐野一里塚など熊野古道を中心とした地域の歴史や文化を物語る多くの史跡・名勝が存在するほか、弥生時代の遺物が発見されたはったんだ 八反田遺跡など、数多くの文化財が存在する。また新宮市立医療センターの開院、大型複合商業施設の進出、那智勝浦新宮道路の開通、新宮港の第2期整備など開発が進行している。

#### ② 治水事業と現状

佐野川流域では、昭和42年10月の台風34号や昭和47年の豪雨などで浸水被害を受けており、近年では平成13年9月の豪雨で、床上浸水7戸、床下浸水52戸の浸水被害が発生している。

治水事業の沿革は、昭和47年洪水を契機として、昭和49年度より局部改良事業として着手し、昭和55年より中小河川改修事業として国道橋地点における計画高水流量を320m³/sと定め、 桂橋付近より上流にかけて改修を行った。

平成17年度からは、総合流域防災事業として、山見橋 (2.1k) 上流までの河道拡幅、河床掘削、 護岸整備を実施し、現在に至っている。

#### ③ 河川利用の現状

河川水の利用については、農業用水として水田のかんがい区域に供給が図られている。かんがい 区域は沿川の水田が主であり、約35.5haのかんがい区域に利用されている。

河川空間の利用については、河川を利用した催しは特にないが、中央橋周辺では、緩傾斜護岸が整備されており、親水空間を創出している。

#### ④ 河川環境の現状

佐野川の上流域は、スギ・ヒノキの人工林が主であり、シイ・カシ類等の自然林等が見られ、典型的な山地景観と自然あふれる渓流域の様相を呈している。中・下流域では洲が形成されており、ヨシやススキの群落などが見られ、オイカワ、ウナギやカワムツの他、メダカ、シロウオなど稀少な魚種も確認されている。また、コガモやシロハラなどの鳥類の飛来も見られ、クロサギなどの希少な鳥類も確認されている。河口部は自然環境が保全されていることもあり、ウバメガシやアラカシなどの常緑広葉樹も周辺に分布している。

# 和歌山県報 第 2282 号

また、佐野川流域近傍の山地にはニホンカモシカの生息が確認されている。

水質については、近年は観測されていない。平成4年度から平成13年度の10年間の水質観測記録では、BOD1.2~3.8mg/1で推移していた。

#### (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

#### ① 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、河川の多様な自然環境を保全するとともに、良好な水質の維持、人々に親しまれるような河川空間の整備を行っていくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

#### ② 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、安全で安心な流域を目指し、30年に1回程度発生する降雨による洪水および高潮から沿川地域を防御するため、景観・自然環境に考慮しつつ、河道の拡幅・築堤、河床掘削による整備を進め治水安全度の向上を図る。

さらに、計画規模を上回る洪水や高潮、整備途上段階で施設能力以上の洪水や高潮、または東南海・南海地震等による津波が発生した場合にも、被害を極力軽減させるため、水位情報の周知、関係機関と災害関連情報の提供・共有を図る。また洪水ハザードマップの作成・活用や水防体制の維持・強化を支援し地域住民の防災意識の向上を図り、洪水時の警戒避難体制のより一層の整備を関係機関や地域住民と連携して推進するものとする。

#### ③ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、農業用水として利用されており、今後とも流水の利用の適正化や合理 化が図れるよう関係機関との調整に努める。また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量 を把握するとともに、その確保に努める。

異常渇水時における対策としては、関係機関との連絡・調整機能の充実を図り、被害状況に係る情報の共有や適正かつ効率的な水利用に努める。

#### ④ 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との整合を考慮し、流域的な視点から、関係機関 と調整・協力し、河川全体の調和を図るものとする。

多様な河道形態や植生を有する水辺空間が動植物の生息・生育の場となっていることから、その環境の整備・保全に努める。また、河道工事等においては、適切な技術的知見に基づき、できるだけ河川環境への影響の回避・低減に努めるとともに、必要に応じ代償措置を講じるなど、良好な河川環境の保全を図る。さらに魚類等の遡上・降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物(堰・落差工)について利水者等との調整を図り、関係機関と連携のうえ、縦断的な連続性の確保に努める。

#### ⑤ 河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川工事と合わせ「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び、「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹木については、その治水及び、環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。また、河川の利用については、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び、地域のニーズを踏まえた調整により、適正な河川空間の利用

と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるよう的確な河川情報の提供に努める。さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。

#### 2 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、過去の洪水実績、洪水防御地域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランスを考慮してピーク流量を基準地点(中央橋)において110m³/sとし、河道により流下させる。

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

佐野川における計画高水流量は、基準地点(中央橋)において110m³/sとする。

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

佐野川における主要な地点の計画高水位及び計画横断形に係る川幅は次のとおりとする。 なお、計画高潮位はT.P.+2.50mとする。

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

佐野川水系の既得水利権は、慣行水利として農業用水がある。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後、流況、取水実態等を明らかにし、動植物の生息、生育、景観等の観点から総合的に検討し、その確保に努めるものとする。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、東牟婁振興局新宮 建設部河港課に備え付け、縦覧に供する。

#### 入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。 以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成23年8月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 調達年度及び調達案件番号平成23年度 調達案件番号02110007065号
  - (2) 調達案件名排水ポンプ車
  - (3) 調達物品の名称及び数量 排水ポンプ車2台
  - (4) 調達物品の特質等 入札説明書による。
  - (5) 納入期限 平成24年3月26日(月)
  - (6) 納入場所

和歌山県海草振興局建設部(和歌山市築地1丁目14-2)和歌山県西牟婁振興局建設部(田辺市朝日ヶ丘23-1)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「自動車」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成23年8月12日(金)から同年9月16日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の (2) に同じ。

- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
  - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室(本館2階)

イ 入札日時

平成 23年9月27日 (火) 午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

工 開札日時

イに同じ。

- (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成23年9月26日(月)午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

- (1) 電子入札は、平成23年9月26日(月)午前9時から同月27日(火)午前9時45分までに行うこと。
- (2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した 金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札 価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第4号の規定により免除とする。

- 9 契約保証金に関する事項
  - (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

- 11 落札者の決定の方法
  - (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
  - (2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。
  - (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
  - (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
  - (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 その他
- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否

亜

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否 否
- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌

# 和歌山県報 第 2282 号

平成23年8月12日(金曜日)

山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調 達物品についての調達手続の停止等があり得る。

#### 13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Drainage Pump Truck; 2

- (2) Time limit for tender : 10:00a.m. 27 Sep 2011
- (3) Contact point for the notice : Business Center Division,

Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294